第　５　章

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進体制と進行管理

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進体制と進行管理

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進には，市民，地域，事業者，社会福祉協議会，市，県など広範囲の連携・協働により地域福祉の目標実現に向けて実践していくことが重要です。

地域生活課題をきめ細やかに発見することは，地域においてのみなし得ることであり，これを解決する方法を見出し，実行することもまた地域でのみ可能なものです。行政による福祉制度のみでなく，より身近で支えあう地域づくりをめざし，多くの市民の参加を得て，関係団体や関係機関が役割を担い，連携・協働することが求められています。

１　計画の推進体制

地域住民の参加による地域福祉計画の策定，実行，評価の過程そのものも地域福祉活動であると考えられており，この計画で掲げた各項目に対する取組を計画的に推進するため，市民，地域，事業者，社会福祉協議会，行政が協働して参画し，行動していく必要があります。

地域福祉計画は，個別計画の事業推進と一体的な取組を行い，保健・医療及び生活関連分野との連携を図りながら推進します。

市においては，関係部局が連携して庁内会議や作業部会（ワーキンググループ）等の連絡体制を構築し，具体的な事業の実施について個別計画との整合性を検証しながら取り組むとともに，本計画の進捗状況の調査や施策立案を行います。

また，社会福祉協議会においては，地域福祉活動圏域ごとの代表者による活動計画の推進連絡会議により，活動計画を地域住民とともに進めます。

なお，市と社会福祉協議会とで定期的な第３期計画の推進協議の場を設置し，計画推進の事務局の役割を担います。

２　計画の進行管理

計画の進行は，主に，市及び市社会福祉協議会の取組・事業の進捗状況により管理します。

本計画第４章表中,「市・市社協」が主体の≪主な取組・事業≫として，これまで実施しているものを基に，本計画期間中も実施すべきものの一部を掲載していますが，その他にも多くの事業を実施することとしています。

本計画期間中に完了するものばかりでなく，将来にわたって継続することが望ましいものや，評価によっては見直しを行うもの，計画期間中に新たに必要となるものもあることから，年度ごとに年度実施事業（取組方針・目標）を決定し，基本目標の達成に向け取組を進めます。

なお進行管理にあたっては，第２期計画に引き続き気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会を組織し，進捗状況の把握・評価，見直し等を行います。

３　役割分担

本計画の推進にあたっては，市民，地域，事業者，社会福祉協議会，行政等が役割を分担し，連携して推進します。

（１）市民，地域・事業者，行政の協働

本計画の基本理念である「地域でみんながふれあい支えあって，自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を実現するため，市民，地域・事業者，行政が本計画の目標を共有し，それぞれの役割を持ちながら連携を図り取り組みを進めます。

【市民】

地域の主体として，地域福祉活動への自発的・積極的な参加が求められます。

そして，自分ができることを具体的に考える機会として，ボランティア活動や座談会等への参加が望まれます。

一人ひとりのささやかな行動も輪が広がることで大きな成果につながり，支えあう地域づくりに結びつくことが期待されています。

【住民自治組織（自治会・振興会）】

自治会・振興会の会合の際に身の回りに関する困りごとを話題にしたり，地域福祉課題について講師を招いて座談会を開催するなどの取組が望まれます。

また，地域でのつながりを活かし近隣での見守り活動や，関係団体，行政等との連携によって地域のネットワークづくりと日常的な福祉活動の実践が期待されています。

【ボランティア・市民活動団体】

ボランティアや市民活動団体は，特定の課題や目的を持って活動しており，専門性を持ち結びつきや行動が柔軟であることから，人と人をつなぐ大きな力を持っています。

子育て支援や障害者，高齢者支援などの専門分野では，関心のある市民をボランティアとして受け入れたりするなど，市民意識を高め先導する役割が期待されています。

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は，住民の立場に立って相談に応じ援助を行う，住民にとっての身近な相談役としてその役割は大きなものがあります。

計画の推進においては，地域の福祉支援者として積極的な活躍が期待されます。

【社会福祉法人】

2016年（平成28年）の社会福祉法改正において，社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。社会福祉法人は，特定の社会福祉事業の領域に留まることなく，様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。

【社会福祉施設・事業所】

地域内にある社会福祉施設は，その技術や経験を生かしながら，地域にある問題を福祉的な観点から広く活動・支援をしていくことで，地域における福祉サービスの拠点として，福祉課題の解決に向けての役割が期待されています。

商店や事業所では独自の社会貢献や市民活動への支援が行われており，地域と連携した取り組みが期待されています。

【小中学校等，生涯学習機関】

小中学校等は，学校教育等の一環として地域交流やボランティア活動を取り入れた福祉教育の推進により，児童生徒に対する福祉の心の醸成が期待されています。

また，生涯学習機関として重要な役割を担っている公民館は，福祉に関する様々な講座の開催により，生涯を通じて学習する機会を提供するとともに，世代間の交流機会を創出し，市民の福祉意識の醸成を図ることが期待されています。

【地区社会福祉協議会】

地区社会福祉協議会は，住民と密接な関係にあり，地域福祉活動圏域における本計画の実践，評価など多くの場面で役割を担います。

圏域の地域特性や要望等に応じ，地域住民が参加する福祉活動実践を維持・継続させるための計画策定や活動が期待されています。

【市社会福祉協議会】

社会福祉協議会は，社会福祉法において，地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられていることから，地域福祉活動を行う住民と福祉関係者との連携を深めるなど，総合的な調整機能を積極的に担います。

具体的には，地域福祉計画と一体的に策定した地域福祉活動計画実現に向けて取組を企画・実施するとともに，啓発や地域福祉活動への助言・指導を行います。

【市】

市は，計画の基本理念に基づく基本目標など計画の実現に向けた具体的な事業の実施と関係機関・団体との調整を行い，本計画を総合的に推進します。

（２）市と社会福祉協議会との連携による事業の推進

本計画の基本理念及び基本目標の達成に向け，市と社会福祉協議会とは，地域福祉活動への市民参加を促進する役割をはじめ，計画推進に多くの役割を担うことが期待されています。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」では，地域福祉活動を一体的に推進することとしており，常に緊密に連携し計画の具現化に努めます。